



「洲本市新生児特別臨時給付金事業」

お誕生おめでとうございます

洲本市では、国の「特別定額給付金」において、給付対象外であった【令和2年4月28日から令和3年3月31日生まれ】の新生児の世帯に、「洲本市新生児特別臨時給付金」を給付する制度があります。

下記の給付要件に該当する場合は、市役所4Fの総務部総務課又は五色庁舎窓口サービス課にお越しください。

《給付要件》※「新生児特別臨時給付金」の申請時に新生児及びその父又は母が洲本市に住民登録がある場合のみ対象

新生児の両親共あるいは父又は母のどちらかの方が、令和2年4月27日時点で洲本市に住民登録がありましたか？
(国からの「特別定額給付金」について洲本市に申請、受給されましたか？)

YES



「新生児特別臨時給付金」の給付対象です。給付金を受けるための申請書をお渡ししますので、市役所4階の総務部総務課又は五色庁舎窓口サービス課にお越しください。

NO



※令和2年4月28日以降転入の場合等

現在、新生児の父又は母が、転入後6か月以上継続して、洲本市に住民登録がありますか？

YES



「新生児特別臨時給付金」の給付対象です。給付を受けるための申請書をお渡ししますので、市役所4階の総務部総務課又は五色庁舎窓口サービス課にお越しください。

NO



新生児の父又は母が、洲本市に転入後、継続して6カ月以上、洲本市を生活の拠点(洲本市に住民登録)とされる予定ですか？

※洲本市に転入後継続して6か月以上住民登録がある場合は給付金の対象となります。

YES



洲本市に転入後6か月以上経過した時点で給付対象となり申請が可能となります。給付金の申請における注意事項等を説明させていただきたいので、転入後6か月経過前でも結構ですので、市役所4階の総務課にお越しください。

NO



洲本市に転入から6カ月経過前に転出される場合は、この給付金制度の対象となりませんので、ご了承ください。

【制度の内容】新生児1人に対し10万円給付

【お問い合わせ・申請場所】

・洲本市役所 総務部総務課（市役所 4F）
☎0799-22-7067(直通)

・五色庁舎 窓口サービス課
☎0799-33-0160

「洲本市新生児特別臨時給付金事業」について

【制度の趣旨】	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が見込まれる中、国の特別定額給付金の基準日(令和2年4月27日)後に出生した新生児も給付対象とし、制度の公平性の維持と、平素の市民生活に生じる経済的負担の軽減を図る目的で制定された洲本市独自の支援策です。
【給付対象となる要件】	令和2年4月28日～令和3年3月31日の間に出生し、「新生児特別臨時給付金事業」の給付申請日時点で本市に住民登録のある新生児の父親又は母親が、本市において、国の特別定額給付金の給付対象者かつ給付申請日時点で本市に住民登録のある場合又は6か月以上住民登録がある場合はこの制度の給付対象となります。
【受給権者】	上記の給付対象となる要件を満たす方が「新生児特別臨時給付金事業」の給付申請日に属する世帯の世帯主となります。
【給付額】	対象の新生児1人につき、10万円給付します。
【申請期限】	令和3年3月31日(ただし、出生届日又洲本市での住民登録が6か月以上経過する日により、令和3年4月以降の申請になる場合もあります)
(受給を受けるため提出していただく書類等)	
【申請手続き】	<p>① 国の特別定額給付金を世帯主として給付を申請、受給された方で同じ振込先を指定される場合</p> <ul style="list-style-type: none">○新生児特別臨時給付金申請書○住民票(必要な住民票の記載事項について申請書の裏面の内容を確認してください) <p>② 国の特別定額給付金を世帯主として給付を申請、受給された方で別の振込先を指定される場合</p> <ul style="list-style-type: none">○新生児特別臨時給付金申請書○住民票(必要な住民票の記載事項について申請書の裏面の内容を確認してください)○振込先金融機関口座確認書類(通帳又はキャッシュカードで本・支店番号、口座番号、口座名義人が確認できる部分のコピー) <p>③ 国の特別定額給付金の申請時に世帯主として給付申請をされていない場合</p> <ul style="list-style-type: none">○新生児特別臨時給付金申請書○住民票(必要な住民票の記載事項について申請書の裏面の内容を確認してください)○受給者本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証のいずれか1つのコピー)○振込先金融機関口座確認書類(通帳又はキャッシュカードで本・支店番号、口座番号、口座名義人が確認できる部分のコピー)